

# 山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱

## 第1 趣旨

山形県山菜・きのこ振興会会長（以下「会長」という。）は、山形県産山菜・きのこの生産及び販売促進を図るため、山形県外で開催される山菜・きのこに関するイベント及び山形県外業者との商談会への出店並びに山形県内で開催される山菜・きのこに関する研修会等に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で先着順に補助金を交付する。

## 第2 事業要件

対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす事業とし、対象事業の事業区分、事業項目、交付対象経費及び内容、交付率及び交付上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 山形県産の山菜・きのこの生産及び販売促進に資する事業であること。
- (2) 他の補助金、交付金、負担金その他の財政的支援を受けていたり、又は受ける見込みのある事業でないこと。
- (3) 各種法令に違反していないこと。

## 第3 事業実施主体の要件

第2に掲げる事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 事業の会計及び経理を明確に行い、報告することができる者。
- (2) 営業所が山形県内であり、山形県産の山菜・きのこを生産又は販売している者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者でない者。

## 第4 事前計画書の提出

- 1 事業実施主体は、対象事業を実施する概ね2週間前までに様式1号により事前計画書を会長に提出する。
- 2 会長は、提出された事前計画書に疑義が生じた場合は、事業実施主体に対して別途資料の提出を求める場合がある。

## 第5 補助金交付申請及び実績報告並びに審査

- 1 事業実施主体は、対象事業終了の日から30日を経過する日又は令和4年1月21日のいずれか早い日までに、郵送又は持参等により、様式2号による補助金交付申請及び実績報告書を会長に提出する。なお、対象事業を複数回実施する場合、その都度、提出することとする。

- 2 前項の補助金交付申請及び実績報告書並びに添付資料（以下「申請書類」という。）の提出部数は1部とする。
- 3 事業実施主体は、第1項の申請書類を提出するに当たって、本補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう、以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。  
ただし、申請書類提出時において本補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 申請書類の作成及び提出に要する経費は、全て事業実施主体の負担とする。また、申請書類は、原則として返却しないものとする。
- 5 申請書類の審査は、会長が行うものとし、審査項目は別表2のとおりとする。
- 6 会長は、申請書類の審査に当たり、事業実施主体に対して別途資料提出や現地確認を行う場合がある。

## 第6 秘密の保持等

会長は、本補助金による事務を行うために知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本補助金の交付後においても同様とする。

## 第7 留意事項

### 1 交付決定に係る通知等

会長は、審査結果を踏まえ、様式3号により事業実施主体に交付決定及び額の確定について通知する。なお、予算上限額に達した場合又は一部事業要件に該当しない場合は、申請額から減額して補助金を交付する場合がある。

### 2 交付決定の取消し

会長は、本補助金の交付後に事業要件に該当しない事実や不正等を確認したときは、事業実施主体に対して交付決定の全部又は一部を取消し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

### 3 消費税仕入控除額の確定に伴う補助金返還

第5の第3項のただし書の規定により申請書類を提出した事業実施主体は、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第5の第3項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式4号の消費税仕入控除税額報告書により翌年6月15日までに、会長に報告するとともに、会長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

## 附則

この要綱は令和3年8月27日から施行する。

別表1（第2関係）

事業区分	事業項目	交付対象経費及び内容	交付率	交付上限額
1 イベントへの出店	①イベント出店	① 試供品代 ② 会場使用料及び出店料 ③ 出店者旅費 ④ レンタカーレ	10/10 以内	20 千円/回
2 商談会への出品 (面談形式)	①商談会（面談）	① 試供品代 ② 試供品の郵送料 ③ 出店料 ④ 説明者旅費 ⑤ レンタカーレ	10/10 以内	40 千円/回
3 商談会への出品 (オンライン)	①商談会（オンライン）	① 試供品代 ② 試供品の郵送料 ③ 出店料（商談調整費含む）	10/10 以内	30 千円/回
4 山菜・きのこに関する研修会等	①目ぞろえ会 ②栽培研修会 ③その他会長が認めたもの	① 外部講師への謝金 ② 外部講師への旅費 ③ 会議室・研修室使用料	10/10 以内	50 千円/回

※ 4の山菜・きのこに関する研修会の経費について、下記項目は対象外とする。

- ・事業実施主体構成員への謝金や旅費、補助作業を依頼する経費
- ・事業実施主体が管理する施設の使用料
- ・外部講師等への飲食代
- ・事業実施主体構成団体のみの研修会に関する経費

別表2（第5関係）

事業区分	審査項目	審査の観点	適否
1 イベントへの出店	事業実施主体の営業所は山形県内か	事業実施主体の営業所の所在地	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	事業実施主体は、山菜・きのこを取扱っているか（生産又は販売）	事業実施主体の業績等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	主な販売品は山形県産の山菜・きのこか	販売品目の産地・品目	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	イベントの開催地が山形県外か	開催地	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	山形県産の山菜・きのこのPR効果はあるか	イベントの規模等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
2 商談会への出品 (面談形式)	事業実施主体の営業所は山形県内か	事業実施主体の営業所の所在地	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	事業実施主体は、山菜・きのこを取扱っているか（生産又は販売）	事業実施主体の業績等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
3 商談会への出品 (オンライン)	出店物は、山形県産の山菜・きのこ又はその加工品か	出店物の産地・品目	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	商談相手は山形県外業者か	商談相手の所在地	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	山形県産の山菜・きのこのPR効果はあるか	イベントの規模等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
4 山菜・きのこに関する研修会等	事業実施主体の営業所は山形県内か	事業実施主体の営業所の所在地	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	事業実施主体は、山菜・きのこを取扱っているか（生産又は販売）	事業実施主体の業績等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	研修会の内容が山菜・きのこに関する内容か	開催内容	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	参加者には、事業実施主体構成員以外も含まれているか	参加者	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	山形県産の山菜・きのこ生産拡大又はPR効果に資するものか	イベントの規模等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

(注) 全ての審査項目に該当した場合、交付決定するものとする

様式 1

令和 年 月 日

山形県山菜・きのこ振興会会长 殿

事業実施主体名・代表者名

## 山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業事前計画書

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第2及び第3の規定に該当する下記事業について、同要綱第4の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

### 1 事業実施主体

フリガナ		本店住所	〒 山形県
法人名			
フリガナ		フリガナ	
代表者役職		代表者氏名	
担当者所属部署		フリガナ	
連絡先	電話番号： E-mail：		

※ 代表者と担当者が同一の場合、担当者欄の記載は不要

### 2 事業計画

(1) 事業区分：【記載例】3商談会への出品（オンライン）

(2) 事業項目：【記載例】①商談会（オンライン）

(3) 事業内容

1) 開催日：令和〇年〇月〇日

2) イベント名：【記載例】〇〇商談会

2) 開催場所：【記載例】〇〇県〇〇市（〇〇体育館）

3) 実施内容：【記載例】〇〇商談会で㈱〇〇とオンラインで商談を行う。商談会開催前に商品サンプルを郵送する。

※事業区分及び事業項目は、別表1から選択し記載すること。

### 3 申請予定額

交付対象経費及び内容	要する経費（円）	申請予定額合計（円）
①【記載例】サンプル代	円	
②【記載例】サンプルの郵送料	円	
③	円	
④	円	

※交付対象経費及び内容は、別表1から選択し記載すること。

### 4 その他添付資料

(1) 団体の定款又は規約等

(2) 事業内容がわかるチラシや資料（提出までに準備ができる場合）

様式2

令和 年 月 日

山形県山菜・きのこ振興会会长 殿

事業実施主体名・代表者名

## 山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付申請及び実績報告書

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

### 1 事業実施主体

フリガナ 法人名		本店住所	〒 山形県
フリガナ 代表者役職		フリガナ 代表者氏名	
担当者所属部署		フリガナ 担当者氏名	
連絡先	電話番号： E-mail:		

※ 代表者と担当者が同一の場合、担当者欄の記載は不要

### 2 事業概要

(1) 事業区分：【記載例】3商談会への出品（オンライン）

(2) 事業項目：【記載例】①商談会（オンライン）

(3) 事業内容

1) 開催日：令和〇年〇月〇日

2) イベント名：【記載例】〇〇商談会

2) 開催場所：【記載例】〇〇県〇〇市（〇〇体育館）

3) 実施内容：【記載例】〇〇商談会で㈱〇〇とオンラインで商談を行った。商談会開催前に商品サンプルを郵送した。

※事業区分及び事業項目は、別表1から選択し記載すること。

### 3 申請額

交付対象経費及び内容	要した経費（円）	申請額合計（円）
①【記載例】サンプル代	円	
②【記載例】サンプルの郵送料	円	
③	円	
④	円	

※交付対象経費及び内容は、別表1から選択し記載すること。

※別添「山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。また、3申請額の要した経費の欄には、消費税込みの金額を記載すること。

### 4 その他添付資料

(1) 事業内容がわかるチラシや資料（研修会等を申請する場合は、参加者名簿も含む）

※事前計画書に添付した場合は不要。

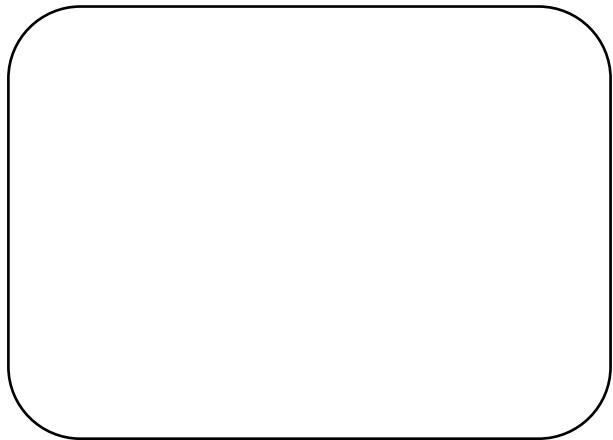
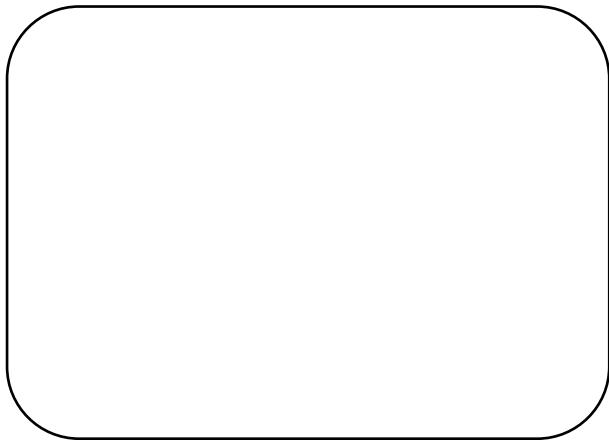
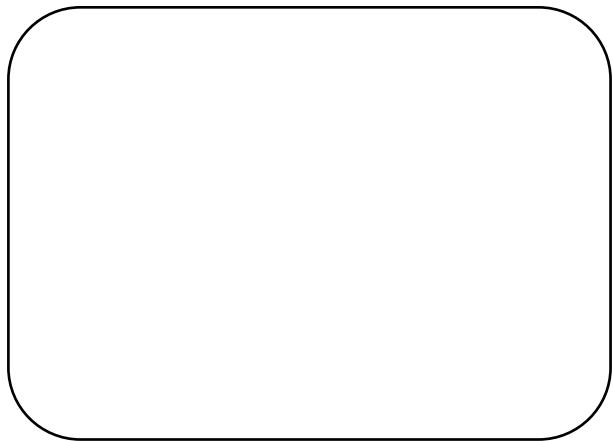
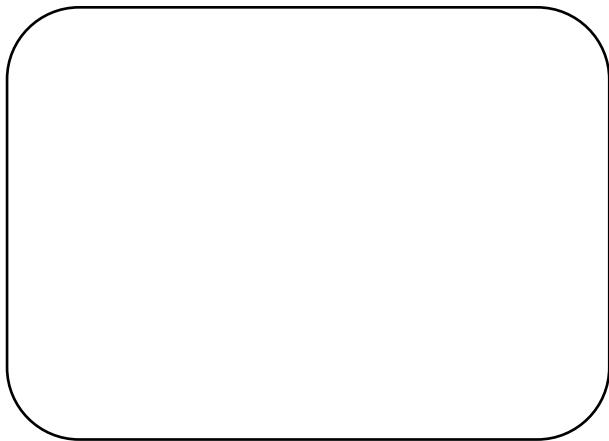
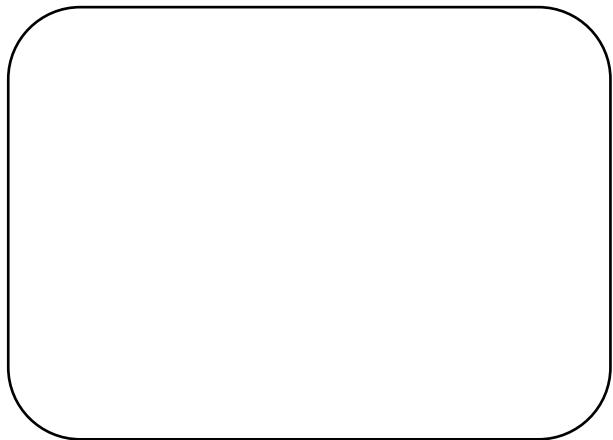
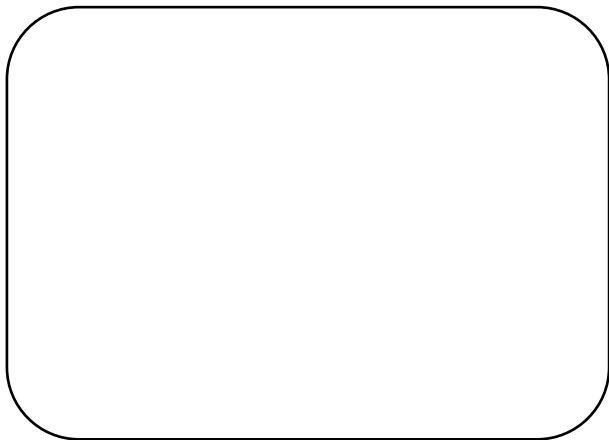
(2) 開催状況写真（5枚程度）

(3) 対象経費が確認できるもの（領収書の写し等）

(4) 振込先届出書

参考様式 1

開催状況



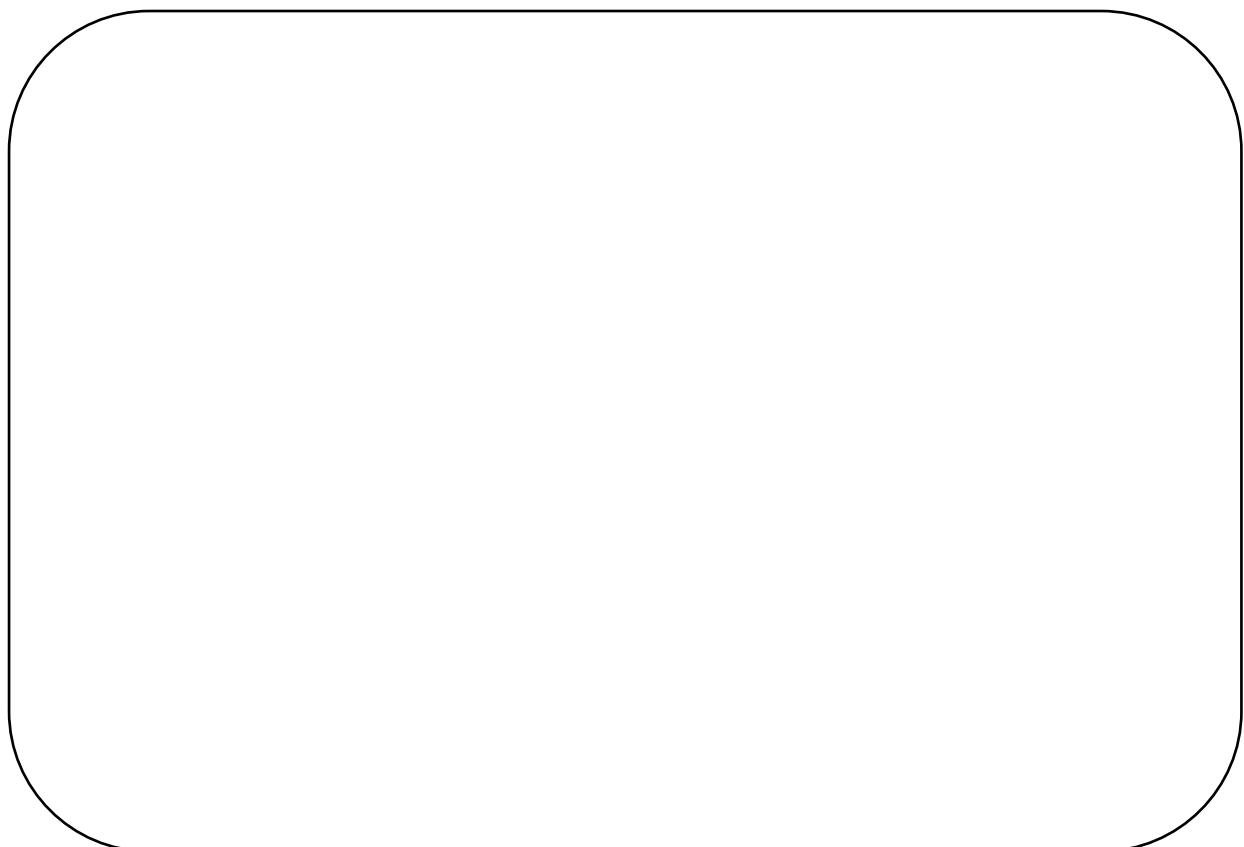
- ※ 会場の開催状況がわかる写真を添付すること。
- ※ オンライン商談会の場合でも、サンプルの写真やオンラインでの商談状況の写真を添付すること。

参考様式 2

振込先届出書

金融機関名 (該当に○)			銀行・金融・組合・農協
支店名 (該当に○)			本店・支店・出張所・本所・支所
口座種別 (該当に○)	1 普通	2 当座	
口座番号 (フリガナ)			
口座名義人			

下記に通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。



様式3号

山き振第  
令和 年 月 日 号

事業実施主体 様

山形県山菜・きのこ振興会会长

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金の交付決定  
及び額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金については、山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第7の1の規定により、補助金の交付を決定し、併せて下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金 金 円
- 2 補助条件  
本補助事業に係る関係書類等は、補助事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

様式4号

令和 年 月 日

山形県山菜・きのこ振興会会长 殿

事業実施主体名・代表者名

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け山き振第 号により交付決定及び額の確定があった山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金について、山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第7第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第7第1項に基づく確定額

	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 別添「山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

## 別添

## 山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

事業区分	事業に要した経費	補助金額	課税方式	消費税仕入控除額及び地方消費税額	交付率	消費税仕入控除税額	消費税確定未確定	備考

- 「課税方式」の欄に、本補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業実施主体は「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業実施主体にあっては「簡易課税」、その他の事業実施主体にあっては「課税」と記載する。
- 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 「消費税仕入控除税額」欄は、対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

## 参考（事業スキーム）

### 1 【事前計画の提出】

対象事業を実施する概ね 2 週間前までに山形県山菜・きのこ振興会に提出する。

### 2 【対象事業の実施】

補助金交付申請及び実績報告書に状況写真や対象経費が確認できるもの（領収書の写し等）を添付する必要があります。

### 3 【申請書類の提出】

対象事業終了の日から 30 日を経過する日又は令和 4 年 1 月 21 日のいずれか早い日までに、郵送又は持参等により、山形県山菜・きのこ振興会に提出する。

### 4 【申請書類の審査】

山形県山菜・きのこ振興会が審査項目により審査を行います。

### 5 【交付決定】

山形県山菜・きのこ振興会が申請書類を審査し、交付額を通知します。